

鳴門教育大学附属学校部規則

平成16年 4月 1日

規則第 14 号

改正 平成17年3月14日規則第11号

平成20年3月17日規則第11号

平成23年3月 9日規則第 1号

令和 3 年3月10日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号）第22条第2項の規定に基づき、鳴門教育大学附属学校部（以下「附属学校部」という。）の組織及び運営等に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 附属学校部は、附属学校における教育・研究及び管理運営に関する校務を総括するとともに、鳴門教育大学（以下「本学」という。）と附属学校との連絡調整に当たることを目的とする。

(附属学校部長の職務)

第3条 附属学校部長は、学長の命を受け、附属学校の運営に関する部務を掌理する。

(附属学校部会議)

第4条 附属学校部における教育・研究及び管理運営に関する円滑な執行に資すること及び附属幼稚園、附属小学校、附属中学校ならびに附属特別支援学校（以下「附属学校」という。）間の連携協力体制の充実を図るため、鳴門教育大学附属学校部会議を置く。

2 鳴門教育大学附属学校部会議の組織等については、別に定める。

(附属学校運営協議会)

第4条の2 附属学校と地域が連携・協働し、効果的な管理・運営の推進及び教育水準の向上を図るため、鳴門教育大学附属学校運営協議会を置く。

2 鳴門教育大学附属学校運営協議会の組織等については、別に定める。

(附属学校運営委員会)

第5条 附属学校の管理運営に関する事項を審議するため、鳴門教育大学附属学校運営委員会を置く。

2 鳴門教育大学附属学校運営委員会の組織等については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年3月9日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 鳴門教育大学附属学校教育研究連携協議会規程（平成23年規程第3号）及び鳴門教育大学附属学校間連携協議会規程（平成23年規程第4号）は、施行日をもって廃止する。